

門真市文化施設予約システム利用案内の改善について

1. 利用者登録の種類について (7月1日修正)

従来は3種類の利用者登録がありましたが、事務的な調整を図ることにより2種類としました。

(旧)

- ① 3館共通登録 (公民館・文化会館・生涯学習センター)
- ② 青少年活動センター単独登録
- ③ 2館共通登録 (ルミエールホール・中塚荘)



(新)

- ① 4館共通登録
(公民館・文化会館・生涯学習センター・青少年活動センター)
- ② 2館共通登録 (ルミエールホール・中塚荘)

2. 利用者登録の要件 (7月1日修正)

個人の自由な登録を妨げることをないようにするとともに、利用者登録の際に負担となる添付書類の提出を求めないこととしました。また、一人の代表者が複数団体の代表者として登録できるようにしました。一方、公民館・文化会館・生涯学習センター・青少年活動センターの要件として、新たに社会教育法第二十三条に規定される公民館の運営方針に準拠した利用制限を加え、社会教育施設ではいけないことを明確に示しました。

(旧)

- ① 門真市サークル団体登録に関する要領第2条に規定されている要件(下記に記載)をすべて備えていること。
 - ・ 継続的かつ計画的に社会教育活動を主たる目的とする団体であること。
 - ・ 門真市内に在住・在勤・在学する者が半数以上を占める5人以上で構成される団体であること。
 - ・ 団体の主たる活動の場所及び活動の拠点となる事務所(団体の代表者の住所または連絡先をいう。)が門真市内にあること。
 - ・ 団体の意思を表明する代表者(役員等をいう。)及び組織(総会等をいう。)が確立していること。

・団体の規約を定め、団体独自の経理機構及び活動計画を有していること。

②利用しようとする文化施設の使用に関する法令等に該当すること。

③一人の代表者が、複数団体の代表者として登録はできません。



(新)

利用者登録の種類①（4館共通登録）には、次の要件があります。

・本市に在住、在勤、在学する者が半数以上を占めていること。

・次の行為を行わないものであること。

ア 営利を目的とした事業

イ 特定の政党の利害に関する事業

ウ 公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること

エ 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援しないこと

3. 登録カードの交付（7月1日修正）

従来は登録カードの交付にはおおむね1週間程度必要としていたものを、事務的な調整を図ることにより、希望される方には申請日に交付することができるようにしました。

4. 利用者登録申請書の削減（7月1日修正）

利用者の負担を軽減するため、従来は6枚程度提出していただくことを求めていたものを1枚としました。また、記入していただく量も減らしました。

6. 利用料金の支払方法（8月14日修正）

利用料金は施設の窓口において現金でお支払いいただけることを明記しました。

新

文化施設予約システム利用案内

平成 24 年 7 月 1 日

1. 文化施設予約システムとは

市民の皆さんが文化施設を利用しようとする場合に、それぞれの施設に行かなくても、インターネットに接続しているご家庭のパソコンなどから施設の予約や空き状況の確認ができるシステムです。

2. 利用できるサービス

このシステムでは、次のサービスが利用できます。

- ・施設の予約や抽選の申込み、利用内容や抽選結果の確認
- ・施設の空き状況の確認
- ・施設の催し物の案内
- ・施設の案内

3. 利用できる文化施設

このシステムを利用できる文化施設は次のとおりです。

施設名	対象	対象室名	対象外室名
市立公民館		集会室、第1会議室、第2会議室 講義室、児童室、料理教室	
市立文化会館		ホール、第1会議室、第2会議室 第3会議室、和室、料理講習室 絵画室、音楽室	学習室、サークル室
市立生涯学習センター		小会議室、第1研修室、第2研修室 第1会議室、第2会議室、第3会議室 多目的室、集会室、IT・視聴覚室 和室、プレイルーム、視聴覚室、陶芸木工室	学習室
市立青少年活動センター		集会室、第1会議室、第2会議室	学習室、サークル室、フリールーム
ルミエールホール (市民文化会館)		練習室1、練習室2、会議室1、会議室2 研修室、和室1、和室2、多目的室、リハーサル室	大ホール、小ホール、レセプション室、展示ホール、講師控室、茶室、パントリー、楽屋、大ホールホワイエ、など
中塚荘 (市民交流会館)		交流サロン、和室1、和室2、研修室1、研修室2、展示室	常設展示室、厨房、プレイルーム

【資料(2)-43-3】

※平成 24 (2012) 年 7 月 1 日修正の案内文

旧

文化施設予約システム利用案内

平成 24 年 4 月 1 日

1. 文化施設予約システムとは

市民の皆さんやサークル・団体などが、文化施設を利用して活動をしようとする場合にそれぞれの施設に出向かなくても、インターネットに接続しているご家庭のパソコン等から利用申込みや空き状況の確認ができるシステムです。

2. 利用できる文化施設

このシステムを利用できる対象施設は次のとおりです。

施設名	対象	対象室名	対象外室名
市立公民館		集会室、第1会議室、第2会議室 講義室、児童室、料理教室	
市立文化会館		ホール、第1会議室、第2会議室 第3会議室、和室、料理講習室 絵画室、音楽室	学習室、サークル室
市立生涯学習センター		小会議室、第1研修室、第2研修室 第1会議室、第2会議室、第3会議室 多目的室、集会室、IT・視聴覚室 和室、プレイルーム、視聴覚室、陶芸木工室	学習室
市立青少年活動センター		集会室、第1会議室、第2会議室	学習室、サークル室、フリールーム
ルミエールホール (市民文化会館)		練習室1、練習室2、会議室1、会議室2 研修室、和室1、和室2、多目的室、リハーサル室	大ホール、小ホール、レセプション室、展示ホール、講師控室、茶室、パントリー、楽屋、大ホールホワイエ、など
中塚荘 (市民交流会館)		交流サロン、和室1、和室2、研修室1、研修室2、展示室	常設展示室、厨房、プレイルーム

3. 利用できるサービス

このシステムでは、次のサービスが利用できます。

- 利用申込・・・予約申込、抽選申込など
- 空き状況確認・・・部屋ごとの空き状況の確認
- 催し物案内
- 施設案内

4. システムを利用できる時間帯

午前9時から翌日の午前2時まで

ただし、毎月1日、10日、17日は、午前9時から午後12時まで

※利用できない時間帯は、システムの日時処理、バックアップ、ウイルス対策などの作業を行っています。

5. 利用者登録

予約システムを使って利用申込や空き状況の確認をするには、あらかじめ、利用者登録を行う必要があります。

(1)利用者登録の種類

利用者登録は、次の2種類があります。

①4館共通登録(公民館・文化会館・生涯学習センター・青少年活動センター)

②2館共通登録(ルミエールホール・中塚荘)

※全ての施設を利用する場合は、①と②の登録が必要となります。

(2)利用者登録の要件

利用者登録の種類①(4館共通登録)には、次の要件があります。

・本市に在住、在勤、在学する者が半数以上を占めていること。

・次の行為を行わないものであること。

ア 営利を目的とした事業

イ 特定の政党の利害に関する事業

ウ 公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること

エ 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援しないこと

(3)利用者登録の方法

①利用者登録をするには、利用者登録申請書に必要事項を記入し、利用を希望する施設の窓口へ提出してください。ただし、青少年活動センターについては、教育委員会事務局地域教育文化課が提出先となります。

②利用者登録申請書は、市ホームページからダウンロードできるほか、各施設の窓口で配布しています。

③利用者登録には暗証番号が必要ですので、あらかじめ、4桁の任意の数字をお決めください。

④利用者登録の際、家庭で使用するパソコンのメールアドレスを登録しておくと、抽選結果をメールで受け取ることができます。ただし、携帯電話のメールアドレスを登録することはできません。

⑤利用者登録申請書を提出された方には、登録番号(利用者番号)や申請者名などを記載した登録カードを交付します。希望される方には、登録カードを申請日に交付することができます。登録カードは利用許可申請時や施設利用時にお持ちください。

4. インターネットを使って利用申込み等ができる時間帯

午前9時から翌日午前2時(午前2時から午前9時まではシステムの日時処理、バックアップ、ウイルス対策として休止)

※ただし、毎月1日、10日、17日は、午前9時から午後12時まで

5. 予約システムを利用するには登録が必要

予約システムを使って利用申込や空き状況の確認をするには、あらかじめ利用者登録が必要です。

(1)利用者登録の種類

利用者登録は、次の2種類があります。

①3館共通登録(公民館、文化会館、生涯学習センター)

②青少年活動センター単独登録

③2館共通登録(ルミエールホール、中塚荘)

※①②は、共通で利用可能ですが、③は別の登録となりますので、すべてを利用する場合は、①または②と③の登録が必要です。

(2)利用者登録の要件

①門真市サークル団体登録に関する要領第2条に規定されている要件(下記に記載)をすべて備えていること。

・継続的かつ計画的に社会教育活動を主たる目的とする団体であること。

・門真市内に在住・在勤・在学する者が半数以上を占める5人以上で構成される団体であること。

・団体の主たる活動の場所及び活動の拠点となる事務所(団体の代表者の住所または連絡先をいう。)が門真市内にあること。

・団体の意思を表明する代表者(役員等をいう。)及び組織(総会等をいう。)が確立していること。

・団体の規約を定め、団体独自の経理機構及び活動計画を有していること。

②利用しようとする文化施設の使用に関する法令等に該当すること。

③一人の代表者が、複数団体の代表者として登録はできません。

(3)利用者登録の方法

①利用者登録をするには、門真市サークル団体登録に関する要領第3条に規定されている登録申請書等に必要事項を記入して、利用希望の施設へ提出してください。

(登録申請書等は、各施設またはこのホームページから入手できます。)

②システムを利用するには、暗証番号が必要となるのであらかじめ決めておいてください。

[暗証番号] 4桁の任意の数字

③家庭で使用するパソコンのメールアドレス(任意)を登録しておくと抽選結果を受け取ることができます。

- 注意** ①登録カードと暗証番号は、本人を確認し、システムの不正利用を防ぐためのものですので、大切に管理してください。
- ②記入内容に偽りがあるなど不正な申請だと判断した場合は、利用者登録を行った後であっても、利用者登録を抹消します。

(4)利用者登録の内容変更など

- ①利用者登録申請書に記載した内容に変更が生じた時は、速やかに利用者登録をした施設に登録カードを持参し、変更の手続きをしてください。
- ②登録カードを紛失した場合や、登録番号・暗証番号を他人に知られてしまった場合など、カードを不正に使用される恐れがあるときは、利用者登録をされた施設にそのことを伝え、カードの利用を一時的に停止するか、現在の登録を抹消して新規登録の手続きを行ってください。
- ③登録カードを破損・紛失したときは、登録カードを再交付することができますので、利用者登録をされた施設に申請してください。

6. 利用者の皆さんが利用できるパソコン

「自宅にパソコンがない」「操作方法がわからない」という方は、次の施設に利用者用のパソコンを設置していますのでご利用ください。

- ・市立公民館
- ・市立文化会館
- ・市立生涯学習センター
- ・市民文化会館ルミエールホール
- ・市民交流会館中塚荘
- ・市教育委員会事務局生涯学習部地域教育文化課・スポーツ振興課

7. 抽選申込、随時申込などについて

(1)抽選申込と随時申込

- ①抽選申込とは、利用を希望する日の3ヶ月前の月の1日から7日までに、予約システムを利用して、施設の利用の抽選を申込みをいたします。
- ②随時申込とは、利用を希望する日の3カ月前の月の17日から利用予定日の前日まで（青少年活動センターは利用日の7日前まで）に、予約システムを利用して、施設の利用を申込みをいたします。随時申込による予約は、先着順になります。
- ③青少年活動センターの抽選申込を行うことができるものは、青少年、青少年教育指導者および青少年教育関係者のみとなります。

(2)抽選申込可能件数と予約可能件数

抽選申込を行うことのできる最大の件数や予約できる最大の件数は、次の表のとおりです。予約可能件数には、抽選に当選し、予約することができた件数を含みます。例えば、公民館で5件の抽選申込を行い、2件当選した場合、随時申込により3件の予約を行うことができます。

(携帯電話のメールアドレスは登録できません。)

- ④登録をすると、登録番号と登録者名を記載した登録カードを交付します。
[登録カード]は、予約(使用許可)申請時や施設使用時にお持ちください。
※登録カードの交付には、概ね1週間程度必要です。
- ⑤登録カードの交付は、申請した施設の窓口でお渡しします。ただし、青少年活動センターについては、教育委員会事務局地域教育文化課になります。
※登録カードと暗証番号は、本人を確認しシステムの不正使用を防ぐためのものです。大切に管理してください。

注意：偽りや不正な申請と判明したときは、登録を抹消します。

(4)利用者登録の変更など

- ①登録内容(サークル団体名、代表者、申請者、電話番号など)に変わった時は、速やかに利用者登録をした施設に登録カードをお持ちになって、変更の手続きをしてください。
- ②登録カードを紛失したり、登録番号・暗証番号を他人に知られてしまった場合など、不正使用される恐れがあるときは、システムの使用を一時中止できますので、利用者登録された施設の窓口まで届け出てください。
- ③登録カードを破損・紛失したときは、登録カードを再交付しますので、利用者登録をされた施設で手続きをしてください。
※紛失等で不正使用の恐れがあるときは、現在の登録を抹消して新規の手続きになります。

6. 市民の皆さんが使えるパソコンの設置について

「自宅にパソコンがない」「操作方法がわからない」等の人は、次の予約システム対象施設の窓口に市民用端末機を設置していますので、ご利用ください。

対象施設

- 市立公民館
- 市立文化会館
- 市立生涯学習センター
- ルミエールホール
- 中塚荘
- 市教育委員会事務局生涯学習部地域教育文化課・スポーツ振興課共通

注意：予約システムは4月1日(日)から始まりますが、利用申込は3カ月前の7月分からはとなります。4月～6月分までの申込は、これまでどおりです。

新

(3)予約できる区分と各区分の時間帯

予約できる区分は、いずれ施設も午前・午後・夜間の3区分で、各施設における各区分の時間帯は次の表のとおりです。通常、1区分が1件ですが、1日の間に区分を連続して予約する場合は、2区分または3区分連続しても1件と計算されます。

施設名	項目 抽選申込 可能件数	予約可能 件数	予約できる区分	各区分の時間帯
公民館	5件	5件	午前・午後・夜間	9:00~13:00(午前) 13:00~17:00(午後) 17:00~22:00(夜間)
文化会館	5件	5件	午前・午後・夜間	9:00~13:00(午前) 13:00~17:00(午後) 17:00~21:30(夜間)
生涯学習 センター	5件	5件	午前・午後・夜間	9:00~13:00(午前) 13:00~17:00(午後) 17:00~21:30(夜間)
青少年活動 センター	5件	5件	午前・午後・夜間	9:00~13:00(午前) 13:00~17:00(午後) 17:00~22:00(夜間)
ルミエール ホール	5件	10件	午前・午後・夜間	9:00~12:00(午前) 13:00~17:00(午後) 18:00~22:00(夜間)
中塚荘	5件	10件	午前・午後・夜間	9:30~12:30(午前) 13:00~17:00(午後) 17:30~21:30(夜間)

旧

7、抽選申込・予約可能件数・予約コマ・コマパターン

施設名	項目 抽選申込	予約可能 件数	予約コマ	コマパターン
公民館	5件	5件	9:00~13:00(午前) 13:00~17:00(午後) 17:00~22:00(夜間)	区分 (午前、午後、夜間 の全3コマ)
文化会館	5件	5件	9:00~13:00(午前) 13:00~17:00(午後) 17:00~21:30(夜間)	区分 (午前、午後、夜間 の全3コマ)
生涯学習 センター	5件	5件	9:00~13:00(午前) 13:00~17:00(午後) 17:00~21:30(夜間)	区分 (午前、午後、夜間 の全3コマ)
青少年活動 センター	5件	5件	9:00~13:00(午前) 13:00~17:00(午後) 17:00~22:00(夜間)	区分 (午前、午後、夜間 の全3コマ)
ルミエール ホール	5件	10件	9:00~12:00(午前) 13:00~17:00(午後) 18:00~22:00(夜間)	区分 (午前、午後、夜間 の全3コマ)
中塚荘	5件	10件	9:30~12:30(午前) 13:00~17:00(午後) 17:30~21:30(夜間)	区分 (午前、午後、夜間 の全3コマ)

(1)申込件数について

- ①抽選申込：3ヶ月先の利用について、毎月1日から7日まで予約システムを使って各施設に申込できる件数。
- ②随時申込：抽選申込で落選した場合、毎月17日から利用日前日(青少年活動センターは利用日の7日前)まで申込できる件数。

※利用申込は、1施設最大で上表の予約可能件数となります。

(例)

・公民館で抽選申込を5件し2件当選場合、残り3件を随時申込ができます。

(2)コマ数とパターン

コマの区分は、上表のとおりで1区分が1コマとなります。ただし、連続して利用する場合は、2コマ及び3コマ連続しても1コマと数えます。

1コマを1件と計算します。

新

8. 利用の申込に関する各期間

各施設における利用の申込に関する各期間は、次の表のとおりです。
 なお、各期間は、利用を希望する月の何カ月前かを示しています。

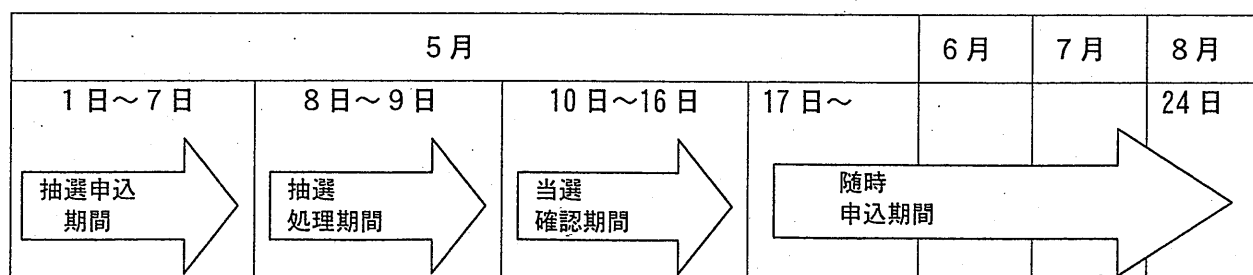
施設名	期間	利用の申込に関する各期間
公民館 文化会館 生涯学習センター 青少年活動センター		<ul style="list-style-type: none"> ・抽選申込期間 : 3ヶ月前の1～7日 ・抽選処理期間 : 3ヶ月前の8～9日 ・当選確認期間 : 3ヶ月前の10～16日 (当選確認後、予約システムにより申し込み確定) ・随時申込期間 : 3ヶ月前の17日～利用日前日 ※青少年活動センターの随時申込期間のみ、3ヶ月前の17日から利用日7日前までとなります。
ルミエールホール		<ul style="list-style-type: none"> ・抽選申込期間 : 6ヶ月前の1～7日 ・抽選処理期間 : 6ヶ月前の8～9日 ・当選確認期間 : 6ヶ月前の10～16日 (当選確認後、3日以内に施設の窓口にて申し込み確定) ・随時申込期間 : 6ヶ月前の17日～利用日前日 (随時申込後、3日以内に施設の窓口にて申し込み確定)
中塚荘		<ul style="list-style-type: none"> ・抽選申込期間 : 3ヶ月前の1～7日 ・抽選処理期間 : 3ヶ月前の8～9日 ・当選確認期間 : 3ヶ月前の10～16日 (当選確認後、3日以内に施設の窓口にて申し込み確定) ・随時申込期間 : 3ヶ月前の17日～利用日前日 (随時申込後、3日以内に施設の窓口にて申し込み確定)

※当選確認期間の間に、必ず予約システムにより利用申請をしてください。
 当選していても利用申請をしない場合は、当選した権利が自動的に消滅します。

9. 施設予約システムの流れ

抽選申込から随時申込まで、予約システムの流れを2つの例をあげて説明します。

例1 公民館、文化会館、生涯学習センター、青少年活動センターまたは中塚荘を、8月25日に利用申込した場合。



※注意：青少年活動センターは、利用日の7日前まで

旧

8. 利用申込期間

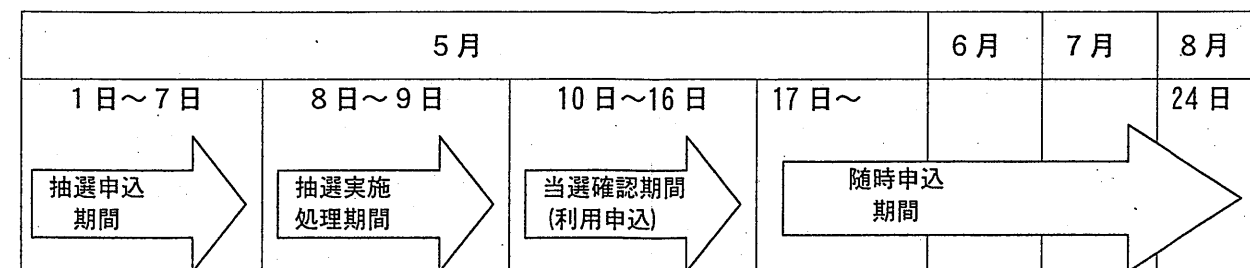
施設名	項目	利用申込期間 (それぞれの期間は、利用日が属する月とする。)
公民館 文化会館 生涯学習センター 青少年活動センター		<ul style="list-style-type: none"> ・抽選申込期間 : 3ヶ月前の1～7日 ・抽選処理期間 : 3ヶ月前の8～9日 ・当選確認期間 : 3ヶ月前の10～16日 (当選確認後、利用申込み) ・随時申込期間 : 3ヶ月前の17日～利用日前日 ※青少年活動センターの随時予約期間のみ、3ヶ月前の17日～利用日7日前となります。
ルミエールホール		<ul style="list-style-type: none"> ・抽選申込期間 : 6ヶ月前の1～7日 ・抽選処理期間 : 6ヶ月前の8～9日 ・当選確認期間 : 6ヶ月前の10～16日 (当選確認後、3日以内に窓口来場にて申し込み確定) ・随時申込期間 : 6ヶ月前の17日～利用日前日 (随時申込後、3日以内に窓口来場にて申し込み確定)
中塚荘		<ul style="list-style-type: none"> ・抽選申込期間 : 3ヶ月前の1～7日 ・抽選処理期間 : 3ヶ月前の8～9日 ・当選確認期間 : 3ヶ月前の10～16日 (当選確認後、3日以内に窓口来場にて申し込み確定) ・随時申込期間 : 3ヶ月前の17日～利用日前日 (随時申込後、3日以内に窓口来場にて申し込み確定)

※当選確認期間中に必ず利用申請をしてください。当選しても利用申請をしない場合は、当選した権利が自動的に消滅します。

9. 施設予約システムの流れ

抽選申込から随時申し込みまで、予約システムの流れを2つの例をあげて説明します。

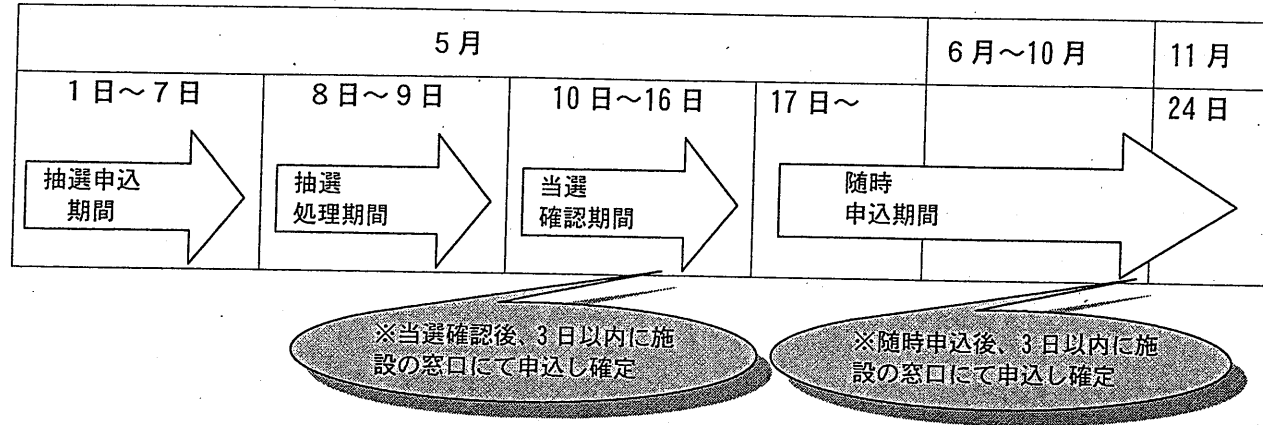
例1 利用施設：公民館、文化会館、生涯学習C、青少年活動C、中塚荘を
 利用日 : 8月25日に利用申込した場合



※注意：青少年活動センターは、利用日の7日前まで

新

例2 ルミエールホールを、11月25日に利用申込した場合。



10. 利用料金などについて

利用料金、支払方法、キャンセルなどは、次の表のとおりです。

施設名	項目	利用料金	支払方法	キャンセルと還付額の割合
公民館 文化会館 生涯学習センター 青少年活動センター	施設案内参照	施設案内参照	口座引落 または現金	利用日10日前までのキャンセルは全額還付
ルミエールホール	施設案内参照	施設案内参照	現金	利用日3ヶ月前までのキャンセルは8割還付 利用日1ヶ月前までのキャンセルは5割還付 利用日7日前までのキャンセルは3割還付
中塚荘	施設案内参照	施設案内参照	現金	利用日の7日前までのキャンセルは全額還付

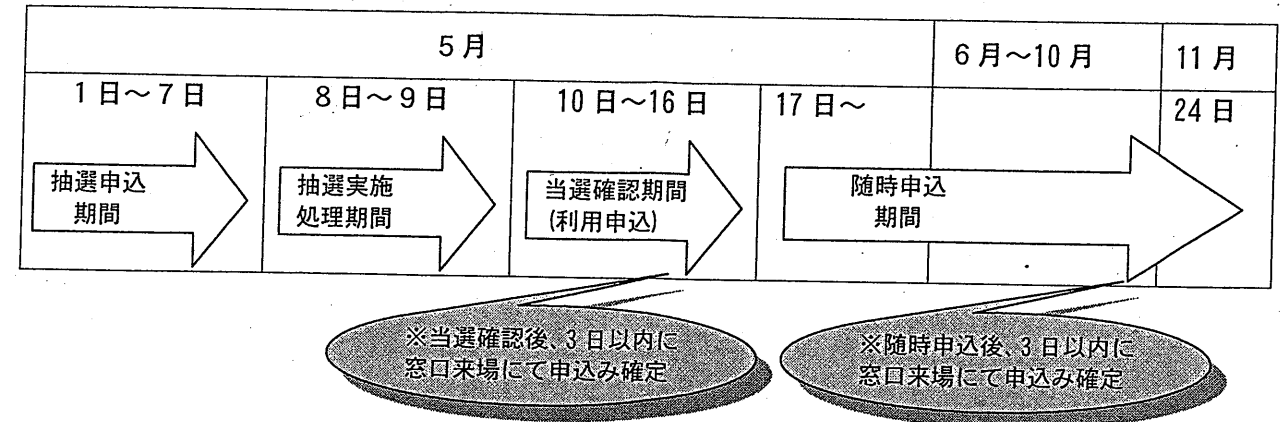
(1) 口座振替取扱金融機関など

三井住友銀行 三菱東京UFJ銀行 ゆうちょ銀行 関西アーバン銀行
大阪市信用金庫 摂津水都信用金庫

※口座振替の依頼書は、各施設および地域教育文化課で配布しています。
※利用料金の自動払込は、利用した月の翌月の20日になります。

旧

例2 利用施設：ルミエールホール(練習室、会議室、などの諸室)を
利用日：11月25日に利用申込した場合



10. 使用料金などについて

使用料金の支払い及びキャンセルなどは、下表のとおりです。

施設名	項目	使用料金	支払方法	使用キャンセルと還付
公民館 文化会館	施設案内参照 (連続コマ使用の場合 は料金の割引あり)	施設案内参照	引落または、現金	利用日の10日前までのキャンセル は、全額還付
生涯学習センター 青少年活動センター	施設案内参照	施設案内参照	引落または、現金	利用日の10日前までのキャンセル は、全額還付
ルミエールホール	施設案内参照 (連続コマ使用の場合 は料金の割引あり)	施設案内参照	現金	・利用日3ヶ月前までのキャンセル 8割還付 ・利用日1ヶ月前までのキャンセル 5割還付 ・利用日7日前までのキャンセル 3割還付
中塚荘	施設案内参照 (全日利用の場合は料 金の割引あり)	施設案内参照	現金	利用日の7日前までのキャンセル は、全額還付

◎口座引落取扱金融機関等

三井住友銀行 三菱東京UFJ銀行 ゆうちょ銀行 関西アーバン銀行
大阪市信用金庫 摂津水都信用金庫

※申込用紙は、各施設及び地域教育文化課で配布しています。
※料金は、使用した月の翌月の20日に引落になります。

門真市文化施設予約システム利用者登録申請書
 (市立公民館・市立文化会館・市立生涯学習センター・市立青少年活動センター)

門真市教育委員会 様

門真市文化施設予約システムの利用者登録について、次のとおり申請します。

□印には、該当する事項に☑をしてください。

申請理由	<input type="checkbox"/> 新規登録 <input type="checkbox"/> 再交付 <input type="checkbox"/> 登録内容変更				
申請日	平成 年 月 日				
利用希望施設	<input type="checkbox"/> 市立公民館 <input type="checkbox"/> 市立文化会館 <input type="checkbox"/> 市立生涯学習センター <input type="checkbox"/> 市立青少年活動センター				
ふりがな					
申請者氏名					
申請者住所	〒				
申請者連絡先	電話 FAX				
メールアドレス (任意)	(携帯電話は不可)				
ふりがな					
団体名・サークル名					
会員数	人 (うち市内在住・在勤・在学者 人)				
ふりがな					
代表者氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ				
代表者住所	〒 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ				
代表者連絡先	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ 電話 FAX				
暗証番号	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>				
要件確認	<input type="checkbox"/> 営利を目的とした事業、特定の政党や候補者の支持、特定の宗教等の支持を行いません。				
備考					

様式第1号

門真市サークル団体登録申請書(新規・更新)

門真市教育委員会 様

平成 年 月 日

門真市サークル団体の登録認定について、次のとおり申請(更新)をします。

<input type="checkbox"/> 新規 ・ <input type="checkbox"/> 更新		サークル団体の創立年月	年 月	既登録No.		※暗証番号					
フリガナ				活動内容							
サークル団体名											
代表者	フリガナ			申請者	フリガナ						
	氏名： (男・女)				氏名： (男・女)						
	〒 ー 住所：				〒 ー 住所：						
	電話： FAX：				電話： FAX： メールアドレス(任意)：						
主な活動場所		施設名等		サークル団体の目的又は設立の動機	※営利活動や特定の政党を支持するなどの政治活動、特定の宗教・宗派を支持するなどの宗教活動を目的とするサークル団体は登録できません。						
利用申込施設(複数チェック可)		□文化会館、□公民館、□青少年活動センター、□生涯学習センター									
活動回数 活動日 活動時間	◇年・月・週に 回 毎月(曜日、 曜日、 曜日)の 毎週(月 火 水 木 金 土 日)の (午前・午後・夜)の 時 分～ 時 分 ◇不定期			年間 予算額	円						
				会員が負担する費用(1人当たり)	年会費	円		月会費	円(1年間 円)		その他()
会員となるための条件	◇条件なし ◇条件あり()			会員数	うち市内在住在勤 名 (名) (少年団体のみ) 育成者数 名						
会員の 内訳	年齢	幼児	小学生	中学生	16～19歳	20～29歳	30～64歳	65歳以上	計		
	男										
	女										
会則の有無	有 ・ 無		所属している上部団体		◇無 上部団体の名称(〇〇連盟など) ◇有 ⇒ ()						
情報公開	可・否(否の場合は下の「特記事項」欄にその理由を記入すること)										
特記事項											

◎添付する書類 役員及び会員名簿・規約(会則)・活動計画書・予算書

記入上の注意

- ◇ 既登録No. 継続届の時のみ、今までの登録No.を記入する。
- ◇ 申請者 申請者の緊急連絡先を特記事項に記入する。
- ◇ 活動内容 主なものを具体的に記入する。(例)音楽、美術、ダンスなど
- ◇ 主な活動場所 多く利用している会場を1～2ヵ所記入する(市の施設については所在地記入は不要)
- ◇ 会員となるための条件 入会するための資格、制限などを具体的に記入する。(例)〇歳から〇歳までの女性
- ◇ 情報公開 貴団体への入会希望者や交流を希望する他の団体に対して、市教育委員会から代表者・連絡場所・活動内容等を公開(情報提供)してよいかどうか。よければ可、よくなければ否に〇をして「特記事項」欄に理由を記入する。

※団体、サークル活動の輪を広げるため、情報公開にご協力ください。

平成 年度 _____ サークル名簿

平成 年 月 日 現在

No.	氏 名	年齢	住 所	備 考
0	指導者			指導者のTEL
1	代表者			代表者のTEL
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

注意：サークル名簿に移動が生じた時は、直ちに提出し直して下さい。

会 則

(名称)

第一条

(目的)

第二条

(会員)

第三条

(役員)

第四条

(入会金・会費)

第五条

(活動日)

第六条

(退会届)

第七条

(事務所又は連絡先)

第八条

団体・サークル名 _____

平成 年度活動計画書		
月	活動日	内 容
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		

団体・サークル名

平成 年度活動報告書		
月	活動日	内 容
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		

団体・サークル名 _____

平成 年度 予算書

収 入		支 出	
摘 要	金 額	摘 要	金 額
合 計	円	合 計	円

平成 年度 決算書

収 入		支 出	
摘 要	金 額	摘 要	金 額
合 計	円	合 計	円

文化施設予約システム利用案内(抜粋)

(旧)

10. 利用料金などについて

利用料金、支払方法、キャンセルなどは、次の表のとおりです。

施設名	利用料金	支払方法	キャンセルと還付額の割合
公民館 文化会館 生涯学習センター 青少年活動センター	施設案内参照	口座引落 または現金	利用日10日前までのキャンセルは全額還付
ルミエールホール	施設案内参照	現金	利用日3ヶ月前までのキャンセルは8割還付 利用日1ヶ月前までのキャンセルは5割還付 利用日7日前までのキャンセルは3割還付
中塚荘	施設案内参照	現金	利用日の7日前までのキャンセルは全額還付

(1) 口座振替取扱金融機関など

三井住友銀行 三菱東京UFJ銀行 ゆうちょ銀行 関西アーバン銀行
大阪市信用金庫 摂津水都信用金庫

※口座振替の依頼書は、各施設および地域教育文化課で配布しています。

※利用料金の自動払込は、利用した月の翌月の20日になります。

文化施設予約システム利用案内(抜粋)

(新)

10. 利用料金などについて

(1) 利用料金の支払方法

利用料金は施設の窓口において現金でお支払いいただけます。また希望される方は、口座引落により利用料金を納めることができます。利用料金、支払方法、およびキャンセルなどは次の表のとおりです。

施設名	利用料金	支払方法	キャンセルと還付額の割合
公民館 文化会館 生涯学習センター 青少年活動センター	施設案内参照	口座引落 または現金	利用日10日前までのキャンセルは全額還付
ルミエールホール	施設案内参照	現金	利用日3ヶ月前までのキャンセルは8割還付 利用日1ヶ月前までのキャンセルは5割還付 利用日7日前までのキャンセルは3割還付
中塚荘	施設案内参照	現金	利用日の7日前までのキャンセルは全額還付

※ただし、青少年活動センターの窓口は教育委員会事務局地域教育文化課となります。

(2) 口座振替取扱金融機関など

三井住友銀行 三菱東京UFJ銀行 ゆうちょ銀行 関西アーバン銀行
大阪市信用金庫 摂津水都信用金庫

※口座振替の依頼書は、各施設および地域教育文化課で配布しています。

※利用料金の自動払込は、利用した月の翌月の20日になります。

(下線部が変更した箇所)